

かぶしきがいしゃ く う
株式会社QOO

た ん き に ゆ う し ょ じ ゆ う よ う じ こ う せ つ め い し ょ
短期入所重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名称	株式会社QOO		
代表者氏名	代表取締役 福井 真美		
所在地	大阪府柏原市田辺二丁目11番9号		
電話番号	072-945-5888	FAX番号	072-945-5888
法人設立年月日	令和4年2月1日		

2. 事業所の概要

事業所の名称	グループホームくう		
事業所の種類	短期入所（空床利用型）		
柏原市指定 事業者番号	2714600737 号 (令和5年12月1日指定)		
事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切な指定短期入所事業の提供を確保します。		
運営方針	利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、身体及び精神の状況並びに共同生活住居において入浴、排泄及び食事等の介護、相談等の支援を適切に行います。		
事業所の所在地	大阪府柏原市国分本町7丁目8番62号		
電話番号	090-8446-3947	FAX番号	072-945-5888
事業所の定員	4名		
管理者	福井 真美		

3. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

こうぞう めんせき 構造・面積	もくぞう ぶき がいだて 木造・スレート葺2階建 90.24㎡
--------------------	------------------------------------

(2) 主な設備

おも せつ び	てきよう 適用	しつすうとう 室数等	びこう 備考
	1階 居室	1室	じどうかさいほうちき じえい こむてれび 自動火災報知機、J-COMTVチューナー、冷暖房機
	2階 居室	3室	じどうかさいほうちき じえい こむてれび 自動火災報知機、J-COMTVチューナー、冷暖房機
	しょくどう いま 食堂（居間）	1室	れいぞうこ しょつき 冷蔵庫、食器、ダイニングテーブル、テレビ、電子レンジ、 すいはんき ちょうりきぐ れいだんぼうき そうじき 炊飯器、調理器具、冷暖房機、掃除機など
	よくしつ だつしつ 浴室、脱衣室	1室	せんたくき せんめんたい 洗濯機、洗面台、ドライヤー、洗面器、シャワーチェア
	べんじよ 便所	1箇所	ウォシュレット
	スタッフ ルーム	1室	やかんしえんとうたいきしつ かぎつきしょこ みまも 夜間支援等待機室、鍵付書庫、見守りカメラレコーダー

4. サービス提供職員の配置状況

しょくしゆ 職種	いんすう 員数	せいぎしよくいん 正規職員	ひじょうきんしよくいん 非常勤職員	びこう 備考
かんりしや 管理者	1	1		
せいかつしえんいん 生活支援員	4	0	4	せわにん けんむ 世話人と兼務、 していじんいんきじゆん はいち 指定人員基準を配置
せわにん 世話人	3	0	3	せいかつしえんいん けんむ 生活支援員と兼務、 していじんいんきじゆん はいち 指定人員基準を配置
やかんしえんいん 夜間支援員	2	0	2	せわにん せいかつしえんいん けんむ 世話人・生活支援員と兼務

5. 主な職種の勤務体制

しょくしゆ 職種	きんむたいせい 勤務体制
かんりしや 管理者	せいぎ きんむじかんだい 正規の勤務時間帯 8:30~17:15
せいかつしえんいん 生活支援員	ゆうきん 15:00~19:00 あさきん 6:00~10:00
せわにん 世話人	あさきん 6:00~10:00 ゆうきん 15:00~19:00 にっきん 10:00~15:00 (土日祝日)

やかんしえんいん 夜間支援員	やきん 夜勤 19:00～翌6:00 (見回り等緊急時支援あり)
-------------------	-------------------------------------

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
利用者に対する相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食事の提供	食材宅配業者から食材を受とり、世話人・支援員がレシピ通りに調理し提供します。(食材料費及び食事に係る水光熱費は介護給付費対象外です)
健康管理	世話人等によりバイタルチェック(体温、血圧、脈拍)や観察を行います。
緊急時の対応	事故や疾病等の急変が生じた場合は、速やかに医療機関、家族(親権者・後見人等)への連絡を行うなど必要な措置を講じます。
日常生活に必要な援助	食事、排泄、入浴、着替え、整容等について日常生活に必要な援助を行います。
夜間における支援	夜間において支援を行うものを配置し、就寝準備の確認、寝返りや排せつ等の支援を行うとともに、緊急時の対応を行います。

(2) 介護給付費対象外サービス内容

項目	金額	備考
食費	夕食 650円 (うち食材料費400円) 朝食 200円 (うち食材料費100円)	休日等の昼食 450円 (うち食材料費300円) 外出時や注文弁当等は実費負担
光熱水費	350円/1日につき	1泊2日は2日分(700円)となります
日用品費等	200円/1回	トイレットペーパー、ティッシュペーパー等 消耗品費、他
寝具使用料	400円/1回	施設での貸出を希望された場合
寝具一式洗濯料	200円/1回	施設の寝具を使用された場合
衣服等洗濯費	100円/1回	施設での洗濯を希望された場合

送迎サービスの提供に係る費用	
事業所から5キロメートル未満	200円（片道1回につき）
事業所から5キロメートル以上10キロメートル未満	300円（片道1回につき）
※事業所から10キロメートル以上は遠方の為、サービスの対象外とさせていただきます	

7. 利用料金

- (1) 介護給付費対象サービス内容の料金
 介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払い頂きます。（定率負担又は利用者負担額と言います。）
 なお、定率負担又は利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

- (2) 介護給付費対象外サービス内容の料金
 上記「6. サービス提供の内容（2）介護給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

- (3) 利用料金のお支払方法
 ア 前記（1）の利用者負担額は、1ヶ月ごとに計算し利用月の翌々月に御請求します。
 イ 前記（2）の料金は、利用終了後に都度現金にてお支払い頂きます。
 上記ア・イのご請求については請求書をお渡し致しますので、現金にて直接お支払い頂くか下記の口座へお振込み下さい。尚、振込手数料はご負担願います。

【振込先】

おおさか	しんようきんこ	こくぶしてん	てんぼん
大阪シティ信用金庫	国分支店	（店番106）	
ふつうよきん	1031170	カ）	クウ
普通預金			

8. 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡等において情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応致します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
 （開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

(1) 利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

<p>利用者かかりつけ 医療機関</p>	<p>医療機関名： 所在地： 電話番号： 診療科： 主治医：</p>
<p>緊急連絡先①</p>	<p>住所： 電話番号： 氏名： 続柄：</p>
<p>緊急連絡先②</p>	<p>住所： 電話番号： 氏名： 続柄：</p>

(2) 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続

- ① 事業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとします。
- ③ 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、当該利用者及びその家族等に説明するものとします。
- ④ 事業者は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ることとします。
- ⑤ 事業者は、身体拘束等の適正化のための指針を整備することとします。
- ⑥ 事業者は、従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施することとします。

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止・身体拘束の禁止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

<p>とうじぎょうしよ 当事業所 そうだんまどぐち 相談窓口</p>	<p>(電話番号) 090-8446-3947 (事務所) 072-945-5888 (FAX) 072-945-5888 (メール) info@q-o-o.com 苦情解決責任者：福井 徹郎</p>
<p>かしわらしやくしよ 柏原市役所 しょうがいふくしか 障害福祉課</p>	<p>しよざいち おおさかふかしわらしあんどうちよう 所在地：大阪府柏原市安堂 町 1-5 5 でんわばんごう 電話番号：072-972-1507</p>
<p>りようしやじゆきゆうしよ 利用者受給証を はっこう しく ちようそん 発行している市区町村</p>	<p>やくしよめい 役所名： しよざいち 所在地： でんわばんごう 電話番号：</p>

(2) 虐待防止・身体拘束の禁止に関する相談窓口

<p>ぎやくたいぼうし しんたいこうそく きんし かん 虐待防止・身体拘束の きんし かん そうだんまどぐち 禁止に関する相談窓口</p>	<p>(電話番号) 090-8446-3947 (事務所) 072-945-5888 (FAX) 072-945-5888 (メール) info@q-o-o.com 虐待防止責任者：福井 徹郎</p>
---	--

11. 協力医療機関

<p>いりようきかんめい 医療機関名</p>	<p>ないかしようかき ほりもと内科消化器クリニック</p>
<p>しよざいち 所在地</p>	<p>おおさかふかしわらしこくぶにし ちようめ 大阪府柏原市国分西 1 丁目 4-4 9</p>
<p>でんわばんごう 電話番号</p>	<p>072-976-6060</p>
<p>しんりようか 診療科</p>	<p>ないか しょうかきないか 内科、消化器内科</p>

1 2. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防・防災計画書により対応致します。
消防・防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機、誘導灯を設置しています。 ・カーテン等は防災性能のあるものを使用しています。 ・キッチンにはIH（電磁誘導加熱式）調理器を使用しています。 ・震災等に備えて食糧、飲料水を備蓄しています。（各3日分）
平時の訓練	別途に定める、消防・防災計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
保険加入	<p>事故・災害に備えて損害賠償保険に加入しています。</p> <p>保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社</p> <p>保険内容：福祉事業者総合賠償責任保険</p> <p>保障の概要：施設、業務、生産物の事故等の補償</p>

1 3. ご利用についての留意事項

① 食事

- ・食器類は準備していますが、特殊食器が必要な方は各自でご用意してください。

② 入浴・整容

- ・洗面器、シャワーチェアは備え付けています。
- ・ドライヤーは準備していますが、電動シェーバーは各自でご用意してください。

③ 排泄

- ・オムツ、パッド等は各自でご用意してください。

④ 洗濯

- ・共用の洗濯機を使用させていただきます。
- ・洗濯ばさみ、ハンガー、物干し等の洗濯用品は事業所のものを使用致します。

⑦ 娯楽、家電製品のご使用について

- ・家電製品の持ち込みは必ずご相談ください。（熱源機器の使用不可）
- ・ゲーム機、タブレットなどの音量はほかの利用者の迷惑にならないよう十分配慮願います。
- ・敷地内も含め禁煙です。また風紀を乱すような娯楽はご遠慮願います。

⑧ その他

- ・共用部の見守りカメラ設置については別紙「見守りカメラ運用規定」をご確認下さい。
- ・故意による建物、設備などの破損については、修理費用など弁済が発生いたします。

みまも うんようきてい
「見守りカメラ運用規定」

1 しゆし
趣旨

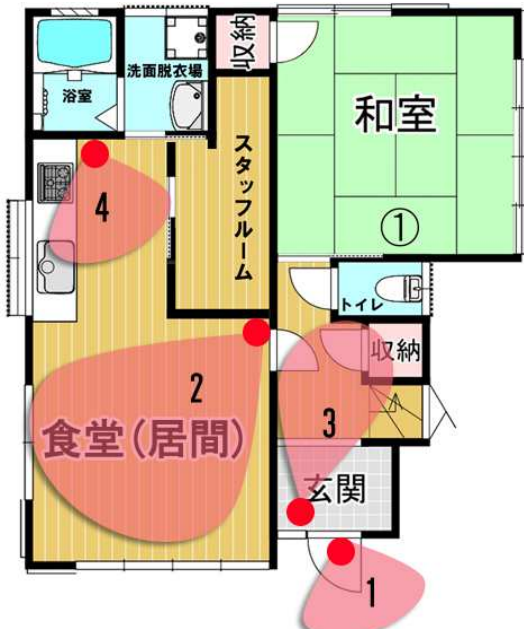
この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、株式会社Q00が設置する見守りカメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置運用を図る。

2 せっちもくてき
設置目的

見守りカメラは、施設の利用者及びスタッフの事故防止のために設置する。

3 せっち きつえい ばしょとう
設置・撮影の場所等

(1) せっち きつえい ばしょおよ せっちだいすう
設置・撮影の場所及び設置台数

せっち ばしょ 設置場所	おおさかふかしわらしこくぶほんまち ちょうめ ばん ごう 大阪府柏原市国分本町7丁目8番62号 しせつきょうゆうぶ 施設共有部
せっちだいすう 設置台数	だい 4台
せっちずめん 設置図面 および きつえいはんい 撮影範囲	

<p>カメラ1 <small>しょくどう いま</small> 食堂（居間）</p>	
<p>カメラ2 <small>げんかん</small> 玄関・ガレージ</p>	
<p>カメラ3 <small>かいだん きょしつ いりぐち</small> 階段・トイレ・居室①入口</p>	
<p>カメラ4 <small>いりぐち</small> キッチン・スタッフルーム入口</p>	

(2) せっち さつえい どうい
 設置・撮影の同意
みまも 見守りカメラの設置・せっち さつえい かん 撮影に関して、しせつ りようしゃおよ 施設の利用者及びスタッフの同意を得る。どうい え

4 管理責任者

- (1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、株式会社QOO 福井徹郎とする。

5 画像の管理

- (1) 保管場所
録画装置は、スタッフルーム内に設置し、管理責任者が適正に管理する。
また、管理責任者が許可した者以外はデータを取り出し、閲覧することはできない。
- (2) 保存期間
保存期間は、約30日間とする。
- (3) 画像の消去
保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去する。

6 画像の利用及び提供の制限

- (1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しない。
また、次の場合を除き第三者に提供しない。
ア 法令に基づく場合
イ 施設の利用者及びスタッフの生命、身体及び財産の安全の確保のために緊急の必要性がある場合。
ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧を求められたことに対して、協力する必要がある場合。
- (2) 閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的、理由、画像の内容等を記録しておく。

(附則)

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

令和 年 月 日

短期入所の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を
行い交付しました。

事業者名

大阪府柏原市田辺二丁目11番9号

株式会社QOO

代表取締役 福井 真美 印

私は、本書面に基づいて事業者から短期入所の提供及び利用について、重要事項の
説明を受け、同意し、受領しました。また、別紙「見守りカメラ運用規定」を確認し、見守り
カメラの設置・撮影についても同意しました。

利用者

住所

氏名

印

利用者の親権者又は

後見人等

住所

氏名

印

続柄